

地域食堂等活動支援事業助成要項
《令和7年度共同募金による令和8年度助成》

1. 助成方針 この事業は、佐渡市共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源とし、佐渡市内の地域福祉を目的として実施する活動に対し、助成するものです。

2. 助成対象団体 佐渡市内の地域福祉を目的として事業をすすめている活動団体等
 - ・社会福祉法人 ・地域団体(自治会等) ・NPO法人
 - ・福祉団体 ・ボランティア団体 ・子育て支援グループ
 - ・民生委員児童委員協議会、健康推進協議会等

3. 対象事業 地域の食支援及び地域交流の活性化を目的として、佐渡市内で低価格又は無料で食事の提供及び地域交流を行う事業で年間3回以上開催するもの
 - ・地域食堂、子ども食堂等事業
 - ・地域での見守り活動を含めた給食サービス事業
 - ・その他、地域の食支援及び地域交流の活性化を目的として行う事業

4. 対象外事業等 <対象外事業・団体>
 - ・民生委員児童委員協議会、健康推進協議会等を除く、国・地方公共団体が設置または経営、その責任に属するものとみなされる団体
 - ・政治、宗教、組合等の運動手段として行う活動や営利目的のあるもの
 - ・補助、委託事業や介護保険など公的な制度の中で運営されている事業
 - ・総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としないもの
 - ・団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦のみを目的とするなど、社会福祉の増進の目的が明らかでない事業または団体
 - ・既に別の財源により実施されており、財源の振替により行われる事業
 - ・事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能な事業

<対象外経費>

 - ・事業に関する人件費やグループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
 - ・高額(概ね5万円以上)なOA関連機器及び備品、個人支給のための備品の購入
 - ・会議や打ち合わせ時のお茶代等、交流を目的としない飲食費・研修旅行費や高額な旅費
 - ・スタッフ等ボランティアの謝金及び交通費
 - ・イベント等で不特定多数の方に提供される参加賞や記念品代等
 - ・予備費等、使途不明な内容経費

5. 事業期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施・完了する事業
6. 募集期間 令和7年3月24日(月)～令和7年4月18日(金)必着
7. 助成金額 参加者一人当たり200円を上限とし、1団体の上限額は7万円とする。
※1団体で本助成事業、地域福祉活動団体等活動支援助成事業及び小地域福祉活動団体等活動助成事業を申請する場合、併せて7万円を上限とする。
※事業終了後に完了報告書を提出し、申請額を上限として精算を行う。
8. 助成交付までの手順
令和8年2月下旬 助成額の決定
令和8年6月中旬 助成交付式の開催、助成額の交付
※申請後、助成審査委員会(2回)において審査し、必要に応じ団体へのヒアリングを行い、助成額の決定をいたします。
9. 応募方法 申請用紙に必要事項を記入し、提出ください。
(1)別紙 共同募金助成申請書
備品を申請する際は見積書の写しを添付してください。
(2)定款又は会則、規約
(3)団体・施設の令和8年度事業計画書・予算書
(4)会員等名簿(助成申請以外の使用及び公表はいたしません。)
(5)チラシなど会を宣伝・広告するもの
※(1)～(3)は必須、(4)・(5)は作成がある場合添付してください。
10. お問い合わせ・提出先
佐渡市共同募金委員会(佐渡市社会福祉協議会本所内)
〒952-0206
佐渡市畑野甲533番地(佐渡市役所畑野行政サービスセンター2階)
TEL(0259)81-1155 / FAX(0259)81-1156
◇提出は佐渡市共同募金委員会のほか、最寄りの社会福祉協議会支所・地域センターでもできます。